

## 利 用 上 の 注 意

1. この調査結果の数値は、平成4年10月1日現在で実施した商業統計調査票を県で集計した概数であって、後日、通商産業省で公表される確定数と相違することがあります。
  
2. 調査の範囲は、日本標準産業分類による大分類I—卸売・小売業、飲食店に属する事業所のうち中分類59—一般飲食店に属する商店です。ただし、次に掲げるものは調査の範囲から除かれています。
  - (1) 国に属する事業所
  - (2) 営業の場所が一定しないもの又は固定設備がないもの（露店、屋台、移動販売など）
  - (3) 出入りに入場料を必要とする遊園地、劇場、野球場、高速道路、駅ホームなどの中にある事業所
  - (4) 中分類60—その他の飲食店に属する料亭、キャバレー、ナイトクラブ、居酒屋、ビヤホールなど
  - (5) 調査日前引き続き3ヶ月以上休業している事業所（7・8・9月休業）
  
3. 集計項目は次のとおりです。

商 店	数	…平成4年10月1日現在で一般飲食店業務を行っている事業所
従 業 者	…平成4年10月1日現在でその店の業務に従事しているもの（店主を含む）	
年間商品販売額	…平成3年10月1日から平成4年9月30日までの1年間の販売額	

4. 統計表中の記号は、次のとおりです。

〔 ー 〕 該当なし

〔 0. 0 〕 掲載単位未満

〔 △ 〕 マイナス

〔 X 〕 商店数が1または2の場合の数値秘匿及び関連秘匿

5. 四捨五入計算のため内訳の合計は、総数と必ずしも一致しません。

6. 平成4年商業統計調査の業種について

業種分類の改定により、前回業種に〔59143 焼肉店〕が追加され、業種細分類化により〔59999 その他の一般飲食店〕から〔59992 お好み焼店〕が分割されました。

7. 表中の各地域は、以下のように区分しました。

北勢… 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡、員弁郡、三重郡、  
鈴鹿郡

中勢… 津市、松阪市、久居市、安芸郡、一志郡、飯南郡、多気郡

南勢… 伊勢市、鳥羽市、度会郡、志摩郡

伊賀… 上野市、名張市、阿山郡、名賀郡

東紀州… 尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡